

令和2年5月5日

## 緊急事態宣言の延長に伴う休業等の協力要請について

### 1. 現状

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、特措法第24条第9項に基づき、4月25日から5月6日までの間、遊興施設、運動施設・遊技施設、劇場等の施設の事業者について、休業の協力要請を実施。

また、食事提供施設には、20時から翌朝5時までの時間帯での営業の自粛を要請。

### 2. 今後の対応

#### (1) 休業要請等の取扱い

○「三つの密」を徹底的に避ける対策の実施及び県外からの来訪者抑制への協力を前提に、5月6日をもって、

- ・遊興施設等を除き休業要請を終了する。
- ・食事提供施設への営業時間短縮要請を終了する。

○ただし、国の基本的対処方針において、現にクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については休業要請を検討することとされたことを踏まえ、遊興施設等については休業要請を延長する。

(遊興施設等の詳細については別紙のとおり)

※県外からの人の移動が想定されるパチンコ店、テーマパーク等については、「三つの密」を避ける対策の徹底及び県外からの来訪者抑制について個別に協力をお願いする。

#### (2) 休業要請延長の期間

令和2年5月20日(水)まで

※大型連休最終日から2週間後

#### (3) 休業要請協力金の取扱い

休業要請延長に伴う追加給付は行わない。

## 【休業要請の延長を行う施設】

施設の種類	内訳
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	サロン
	ホストクラブ
	ディスコ
	性風俗店(デリヘル等)
	アダルトショップ
	インターネットカフェ
	漫画喫茶
	カラオケボックス
	カラオケ喫茶(飲食を提供する喫茶をメインとしてカラオケを行わない場合は対象外)
ライブハウス	
場外馬(車・舟)券場	

# 知事記者会見

## 新型コロナウイルス感染症への 対応について

令和2年5月5日

# 長崎県からのお願い

## 県民の皆様へ

---

- 1 県境を越える帰省や旅行、また、離島地域への訪問を控えてください。
- 2 接待を伴う夜の街への外出を極力控えてください。
- 3 マスク着用、手指消毒、三密の回避、通販の活用等、日々の生活の中で「新しい生活様式」の実践にご協力ください。

# 長崎県からのお願い

## 事業者の皆様へ

- 1 **テレワークや時差出勤の推進、感染防止対策や三密を回避する環境整備をお願いします。**

〔 手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、換気、職場の消毒、発熱者の出勤自粛、テレビ会議の活用等 〕

- 2 **店頭表示やのぼりの掲出など、県外からの来訪者の抑制について、ご協力をお願いします。**

# 長崎県からのお願い

## 休業要請等の取扱いについて

---

その上で、

- 1 遊興施設等については、引き続き5月20日まで休業を要請します。
- 2 その他の施設については休業要請を終了します。  
また、食事提供施設の営業時間短縮要請も終了します。
- 3 休業要請の延長に伴う協力金の追加給付は行いません。

# 県立学校の取扱について

## 5月11日以降、段階的に教育活動を再開

- 1 本土地区の高校、県立中学校は、5月22日まで分散登校と授業の人数を1／2程度にするなどの工夫を行います。
- 2 離島地区の高校は、通常日課で再開します。
- 3 特別支援学校は、スクールバスの増便や時差登校のほか健康面での配慮を徹底します。

# 県有施設の取扱について

## 5月25日以降、県有施設の使用を再開

- 三密回避などの感染防止対策を講じ、  
**5月25日から使用を再開**します。

### (参考) 県の施設

県美術館、長崎歴史文化博物館、  
孫文・梅屋庄吉ミュージアム、ミライON図書館、  
県立体育施設、雲仙岳災害記念館、県立公園、  
県民の森、長崎交通公園